

MSDS制度を巡る状況について

検討事項(案)

化学物質の有害性分類や表示方法を世界的に調和させるGHSの導入が世界的に進み、化学物質管理体制が国際的にも変動しつつある中で、化管法のMSDS制度はどうあるべきか。

(注) MSDS : Material Safety Data Sheet (化学物質等安全性データシート)

1. 化管法における MSDS 制度

化管法においては、指定化学物質等(*1)の取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に譲渡又は提供する際には、事前に当該指定化学物質等の性状及び取扱に関する情報(MSDS)を提供することが義務付けられている。(MSDS制度)

MSDSには、サプライチェーン下流でPRTRの届出を行う事業者に対して、届出に必要な情報(含有第一種指定化学物質の名称と含有率)を提供するという役割に加え、指定化学物質を取り扱う全ての事業者に対して自主管理に必要な性状及び取扱情報を提供するという2つの役割がある。

(*1) 第一種指定化学物質(PRTR と MSDS の対象)354物質及び第二種指定化学物質(MSDSのみ対象)81物質の合計435物質並びにその含有製品(含有率が 1 %未満(特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 %未満)の製品、取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品、密封された状態で使用される製品、一般消費者用製品、再生資源は除く)

2. MSDS で提供される情報

MSDSで提供すべき情報等については、関係省令で定められており(表1参照)、その記載方法等については、MSDSの様式を定めたJIS(Z7250)に従うことが推奨されている。また、MSDS制度は、化管法のみならず労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法においても規定されているが、上記JISに従って作成したものは各法に共通のMSDSとして使用可能となっている。

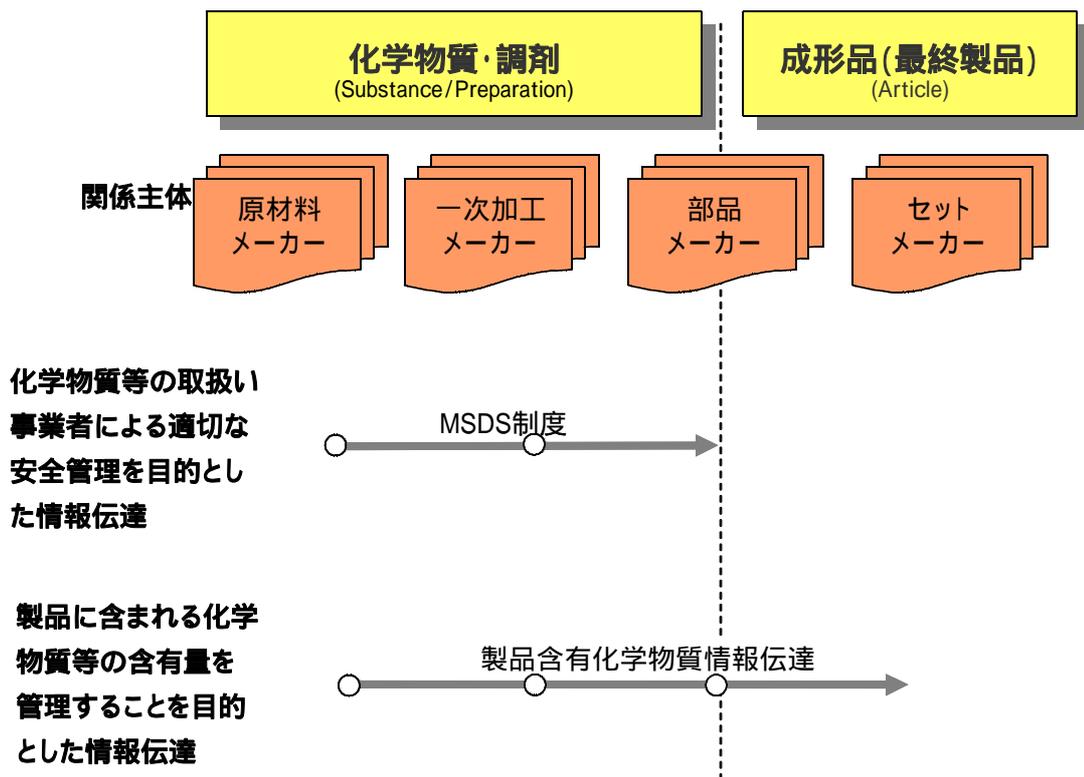
なお、近年EUにおいてELV指令やRoHS指令(*2)が制定されたこと等をうけ、含有を制限されている化学物質に関して含有情報のサプライチェーン上での伝達を行う必要性が高まってきた。これは使用に当たり管理が求められている化学物質の有害性情報のMSDSによる伝達とは概念も伝達される情報自体も異なっており、異なるシステムであることに留意が必要である。(表2参照)

(*2) 特定の有害化学物質の人や環境中への暴露を最小限にする観点から、電気電子機器や自動車に含まれる特定の化学物質について一定濃度以上の含有を禁止する指令

表1 省令で定められたMSDSの記載内容

<p>[記載が義務づけられる事項]</p> <p>製品名、含有する対象物質の名称・政令上の号番号・種類、含有率(有効数字2けた)</p> <p>MSDSを提供する事業者の名称、住所、連絡先</p> <p>化学物質が漏出した際に必要な措置</p> <p>取扱い上及び保管上の注意</p> <p>物理的・化学的性状</p> <p>安定性・反応性</p> <p>有害性・暴露性</p> <p>廃棄上及び輸送上の注意</p> <p>[記載することができる事項]</p> <p>有害性・暴露性の概要</p> <p>応急措置、火災時に必要な措置、労働者に対する暴露防止措置等</p> <p>適用される法令</p> <p>～ の他、MSDSを提供する事業者が必要と認める事項</p>
--

表2 サプライチェーン(B to B)における安全性情報伝達の全体像(例)



3. MSDS 制度の普及状況

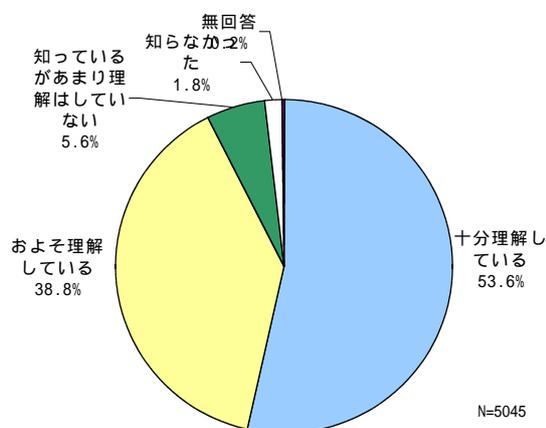
昨年度、国が事業者を対象に「化管法への対応及び効果に関するアンケート調査」を行い、この中でMSDS制度について普及状況を調査したところ、その結果概要は以下のとおりであった。

【調査対象者・調査方法】PRTR届出事業者から抽出した9,258事業者に対しアンケート調査を実施し、回答数5,045事業者(8,011事業所)(回収率:54.5%)を集計。
【アンケート実施期間】2006年7月10日～7月30日

(1) MSDS制度の理解度

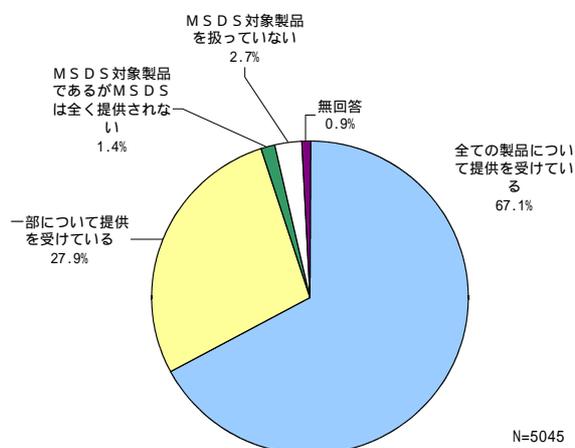
MSDS制度の理解度に関しては、「十分理解している」と答えた企業が53.6%、「およそ理解している」と答えた企業が38.8%で、両方を合わせると約92%であった。

一方、「知っているがあまり理解していない」と「知らなかった」合わせると7.4%であった。また、企業規模が大きいほど理解度は高かった。



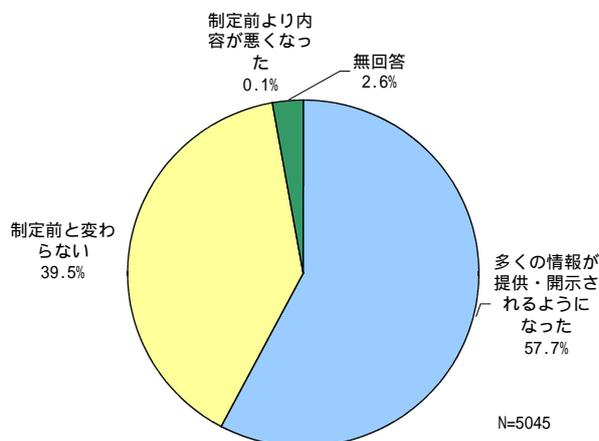
(2) MSDSの提供状況

MSDSの提供に関しては、「全ての製品について提供を受けている」と答えた企業が67.1%、「一部について提供を受けている」が27.9%と、全体の95%が提供を受けており、「MSDSは全く提供されない」は1.4%であった。



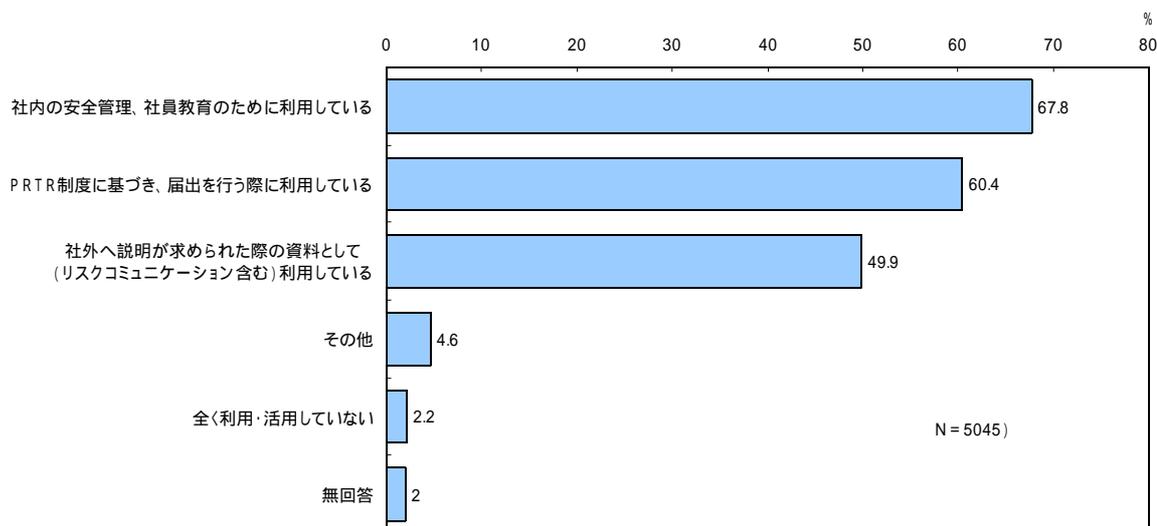
(3) 化管法制定による情報の提供状況の変化

化管法制定によるMSDSの内容の変化をみると、「多くの情報が提供・開示されるようになった」と答えたものが57.7%と情報提供・開示の進展が見られるが、「制定前と変わらない」も39.5%であった。



(4) MSDS の利用状況

MSDSの利用状況に関しては、「社内の安全管理、社員教育のために利用している」が67.8%、と最も多く、次いで、「PRTR制度に基づき、届出を行う際に利用している」が60.4%、「社外へ説明が求められた際の資料として(リスクコミュニケーション含む)利用している」は49.9%であった。



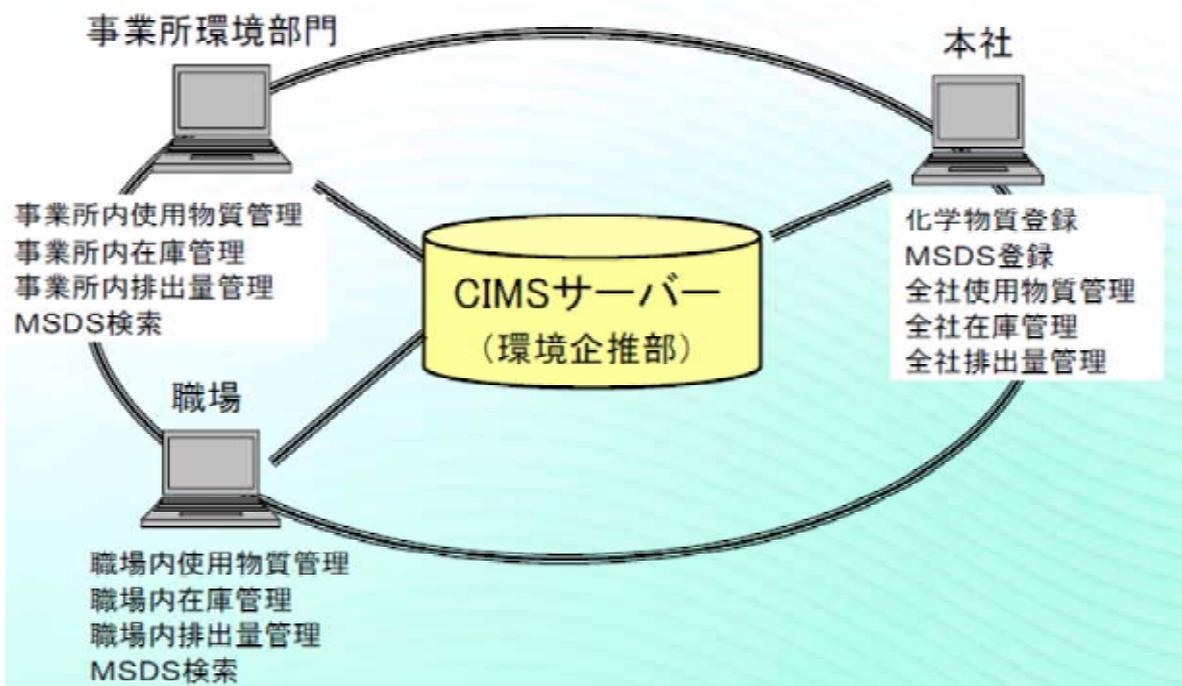
4. 先進的な取組事例(電子機器製造企業の例)

化学物質を使用する事業者の中には、MSDSを利用して社内の化学物質管理システムを構築している例もある。

CIMS(Chemical substances Integrated Management System)と呼ばれるこのシステムの主な機能は以下のとおりであり、このシステムを中核として、本事業者では、本社、事業所環境部門、職場での様々な化学物質管理を行っている。

- ・使用物質(商品単位)の登録
- ・商品、成分、含有率、CAS番号、法規制情報の検索・表示
- ・登録番号発行
- ・在庫管理
- ・MSDS管理
- ・排出移動量管理

CIMSによる総合管理



(出所:新エネルギー・産業技術総合開発機構ホームページ)